

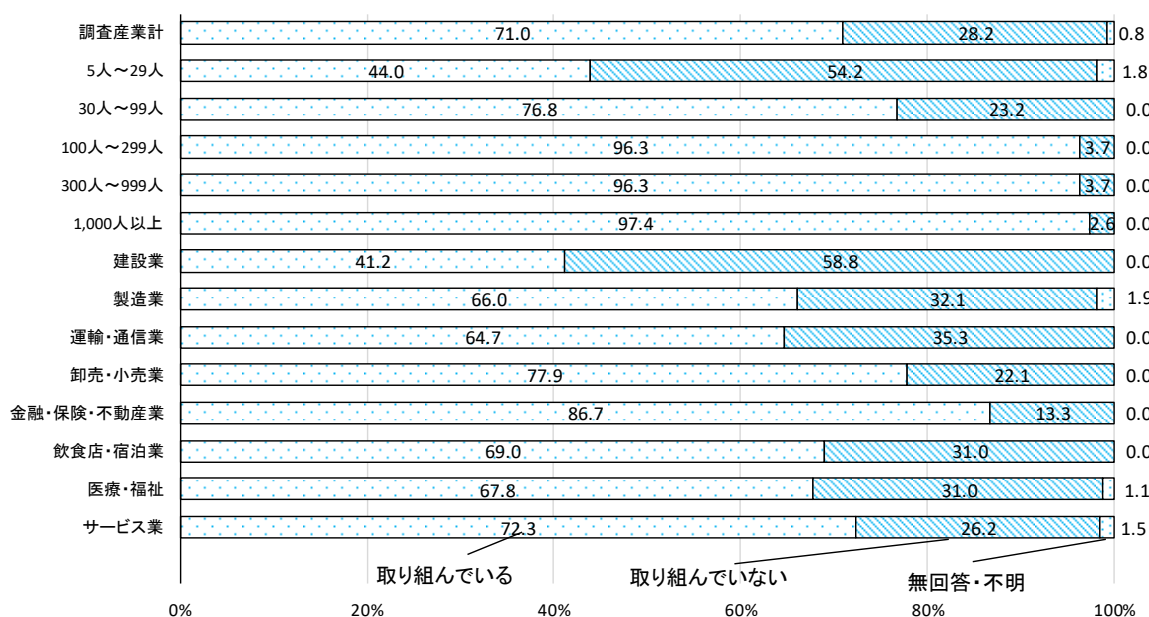
3 セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント

(1) セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策

セクシャルハラスメントを防止するために実施している対策について、現在取組みのある事業所割合は71.0%となっている。

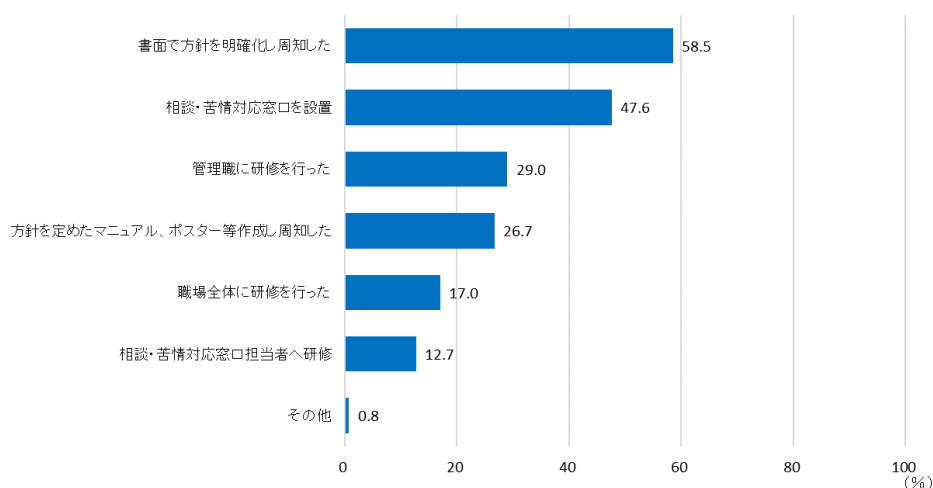
規模別でみると、1000人以上が97.4%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5～29人が44.0%となっている。また、産業別でみると、金融・保険・不動産業が86.7%と最も高く、次いで卸売・小売業が77.9%、サービス業が72.3%の順となっている。(図10)

図10 セクシャルハラスメント防止対策の取組の有無別事業所割合



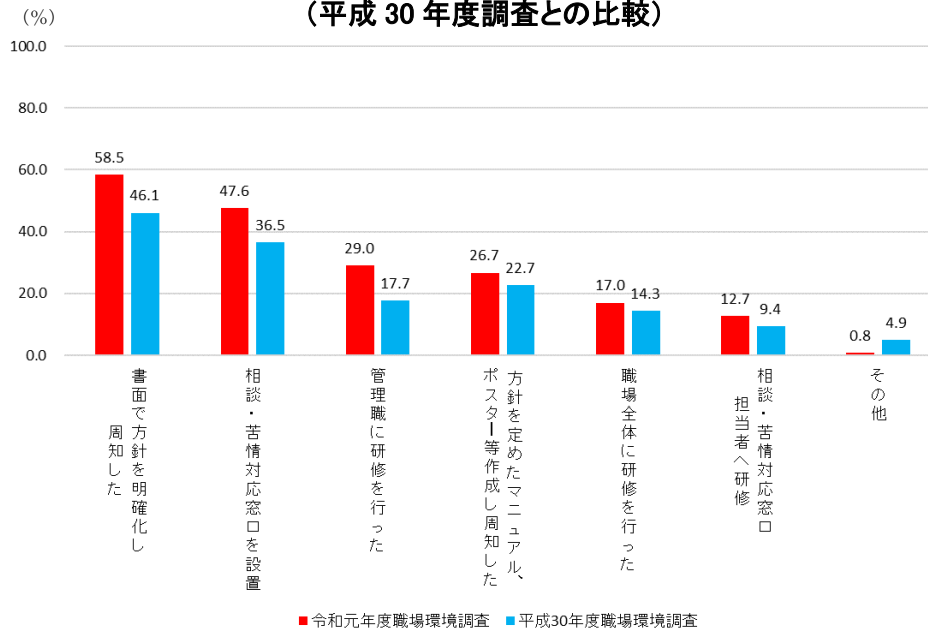
その防止対策内容（複数回答）についてみると、「書面で方針を明確化し周知した」が58.5%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が47.6%、「管理職に研修を行った」が29.0%となっている。(図11)

図11 セクシャルハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合



防止内容（複数回答）について、平成 30 年度職場環境調査（以下、県調査(H30)という）と比較すると、「書面で方針を明確化し周知した」が 12.4 ポイント、「管理職に研修を行った」が 11.3 ポイント、「相談・苦情対応窓口を設置」が 11.1 ポイント上昇した。（図 12）

図 12 セクシャルハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合
（平成 30 年度調査との比較）

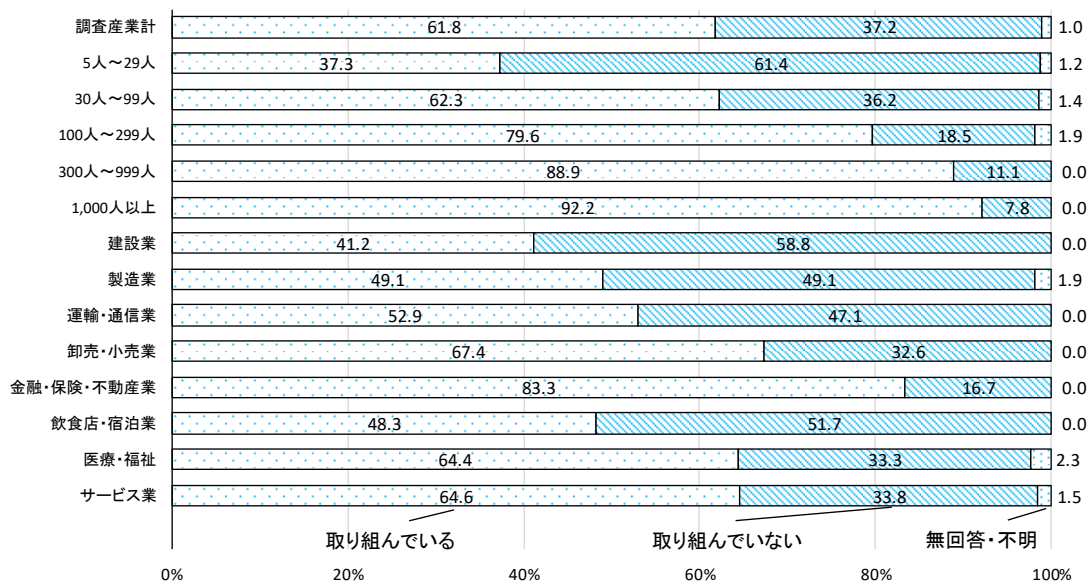


(2) マタニティハラスメントを防止するために実施している対策

マタニティハラスメントを防止するために実施している対策についてみると、現在取組みのある事業所の割合は 61.8%となっている。規模別でみると、1000 人以上が 92.2%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、5～29 人が 37.3%となっている。産業別でみると、金融・保険・不動産業が 83.3%と最も高く、次いで卸売・小売業が 67.4%、サービス業が 64.6%の順となっている。

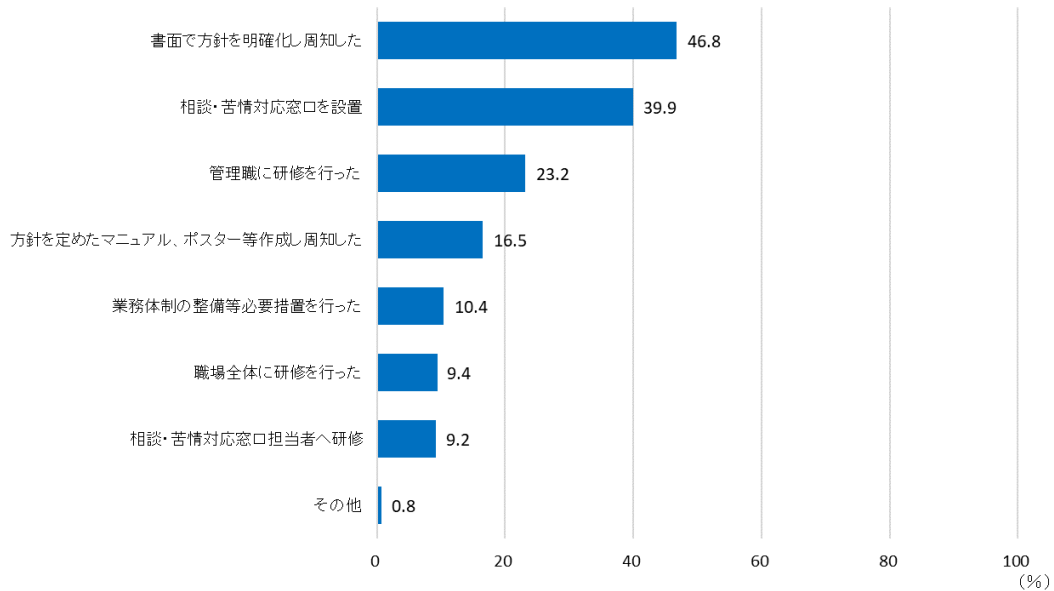
（図 13）

図 13 マタニティハラスメント防止対策の取組の有無別事業所割合



防止対策内容（複数回答）についてみると、「書面で方針を明確化し周知した」が46.8%と最も高く、次いで「相談・苦情対応窓口を設置」が39.9%、「管理職に研修を行った」が23.2%となっている。（図14）

図14 マタニティハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合



防止内容（複数回答）について、県調査（H30）と比較すると「相談・苦情対応窓口を設置」が11.6ポイント、「管理職に研修を行った」が9.7ポイント上昇した。（図15）

図15 マタニティハラスメント防止対策の取組の内容別事業所割合
（平成30年度調査との比較）

